

# 港まちづくり協議会運営会規程

## 1 設置

港まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第9条第7項の規定に基づき、港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に運営会を設置します。

## 2 所掌事務

- (1) 運営会は、協議会会議に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するものとしてします。
- (2) 運営会は、(1)に規定するもののほか、会長が指示をした事項について、協議し、又は調整するものとしてします。

## 3 組織

運営会は、会長、副会長及び事務局をもって組織します。

## 4 会議

運営会の会議は、会長が必要に応じて随時開催します。

## 5 会議の運営

- (1) 会長は、運営会を代表し、会議の議長を行います。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

## 6 関係者の出席

運営会は、必要に応じて協議会委員などの出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めま

す。

## 附 則

- 1 この規程は平成20年8月12日から施行します。